

インボイス制度の準備 できていますか？



インボイス制度は 2023 年 10 月 1 日からスタートします

インボイス制度とは

所定の記載要件を満たした請求書などの「適格請求書（インボイス）」を用いて消費税の仕入税額控除を受けるための制度です。インボイス制度は売り手側、買い手側双方に適用されます。売り手側は、取引相手（買い手）から求められたときには、インボイスを交付しなければなりません。買い手側は、原則として取引相手（売り手）から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

インボイス制度へ対応するために準備すること

発行側の企業（売り手）

- 適格請求書発行事業者の登録
- インボイスに対応したレジ、受発注システム、請求書管理システムの導入
- 適格請求書控えの保存

受取側の企業（買い手）

- 発行側が適格事業者か確認
- 税区分の設定・消費税の集計
- 適格請求書の保存

あわせて電子帳簿保存法への対応も推奨されています

電子帳簿保存法とは

国税関係帳簿書類等の対象書類を電子データ化して保存することを認めた法律のことです。対応の為に、社内のシステムや業務フローなど様々な対策が必要になりますが、対策することでペーパーレス化やデジタル化の促進、内部統制の強化が期待できます。

インボイス対応を行っているシステム一覧は裏面をご確認ください ▶



適格請求書に必要な記載事項

- ✓ 適格請求書を受け取る事業所の氏名
- ✓ 取引年月日
- ✓ 適格請求書発行事業者の氏名または名称、
- ✓ および登録番号
- ✓ 取引の内容（軽減税率の対象項目である旨）
- ✓ 適用税率と税率ごとの請求額
- ✓ 税率ごとに区分した消費税額

請求書

発行日 : 0000年00月00日
請求番号 : 12345678

サンプル株式会社さま

以下のとおりご請求申し上げます。

法人番号 : 12345678

登録番号 : 12345678

株式会社さんぶる

〒000-0000 高知県高知市〇〇〇

TEL : 000-000-0000

FAX : 000-000-0000

ご請求金額 **¥131,200**

品番・品名	数量	単品	金額	
さんぶる A 費※	1 式	20,000	20,000	
さんぶる B 費	1 式	80,000	80,000	
さんぶる C 費※	1 式	20,000	20,000	
※軽減税率対象です。			小計	120,000
			消費税	11,200
			合計	131,200

10%対象	80,000	消費税	8,000
8%対象	40,000	消費税	3,200

主な対策可能システム

販売管理システム

商奉行[®]11

仕入・在庫管理システム

蔵奉行[®]11



その他のシステムでも対応可能な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。